

こどもを預けたい

学童保育園を利用するには

年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、仲良く協力しながら放課後を過ごすことを目的としているんだ。



どんな目的のどんなところ？

学童保育園は、授業終了後及び授業が行われない日に、保護者の就労や疾病等により家庭での保護が受けられない児童の心身の健全な発達を図ることを目的として開設しています。

対象児童は校区内の小学校に就学する全学年の児童です。

年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、仲良く協力しながら放課後を過ごすことを目的としています。

実施日

月曜日から土曜日まで。

始業式、終業式、修了式、卒業式、創立記念日も実施します。

※夏休み等の長期休暇のみの利用も可能です。

※ただし、以下の日は除きます。

- ・日曜日、祝日、お盆(8/13～8/16)、年末年始(12/29～1/5)
- ・その他教育委員会が特に必要と決めた期間は休園することがあります。

実施時間

【平日】授業終了後から午後7時まで。

【土曜日、春季、夏季、冬季休業日等】午前7時半～午後7時まで。

○土曜日の利用については事前申込が必要です。

※午後7時までに保護者がお迎えに来てください。

対象児童

町内の小学校に在学中の留守家庭の児童

保育料

【1名につき】6,000円/月

(※7月は7,000円、8月は9,000円)

ただし1月の利用回数が10回未満の場合は半額です。

持ち物・お弁当・おやつ

- ・文房具、宿題、水筒、ハンカチ、1日100円程度のおやつ。
- ・給食はありません。学校の給食がない日はお弁当を持たせてください。

実施場所・連絡先

【西部学童保育園】(福崎、高岡小学校区対象)

福崎小学校北校舎1階空き教室(福崎町馬田169番地4)

連絡先 080-1435-2059



【東部学童保育園】(田原、八千種小学校区対象)

田原小学校体育館北側の専用施設(福崎町西田原1454番地)

連絡先 080-8322-0085



※土曜日は、センター方式で全小学校区、福崎東部学童保育園で開設しています。福崎西部学童保育園では実施されません。ご注意ください。

手続きに必要なもの

- 入園申請書(ホームページでも入手できます。)
- 利用が必要なことを証明できる書面(就労証明書等) ☆毎年申請が必要です。

申請時期

- ・4月入園(前年度の2月頃)
- ・それ以降の入園(随時受け付けしています。)

手続きの流れ

申請書及び保護者の就労証明等を学校教育課へご提出ください。4月1日から利用可能です。

学童保育園での生活

○ 平日 (イメージ)

授業終了後	保育開始・出欠確認
～ 4時	宿題・読書など
4時～ 4時15分	おやつ
4時15分～	自由遊び、片付け
午後7時まで	あいさつして帰る

※自主学習が基本です。宿題の見直しはご家庭でお願いします。

ポイント!



- 平日は、高岡・八千種校区の児童を各小学校から各学童保育園へ送ります。
- 要保護・準要保護家庭は保育料の減免制度がありますので、認定月に学校教育課へお知らせください。
- 新1年生の受け入れは4月1日以降です。

申請に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560 (内線 253)

警報発令時の対応

① 平日

午前7時の時点で福崎町に大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発令されており、学校が休校となった場合、原則学童保育は希望保育とします。(受け入れ体制が整わない場合は休みとします。)

② 長期休業中

午前7時の時点で福崎町に大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発令中の場合、原則学童保育は希望保育とします。

こどもを預けたい

一時預かり事業 (一般型)

認定こども園等を利用されていないご家庭において一時的に保育ができない場合に、児童をお預かりする事業です。



どんな制度?

認定こども園等を利用されていない家庭において、保護者の病気や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に児童を一時的にお預かりする事業です。

また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合にも利用していただくことができます。



どんなときに預けることができる?

児童の保護者が、傷病、入院、災害・事故、育児疲れ、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育ができない場合。



対象となる児童は?

町内に在住し、保育所等に入園していない就学前児童 (乳児・幼児)

※町外在住で、保護者の里帰り出産により町内で生活している場合も利用が可能です。

実施施設

施設名	所在地	電話番号
田原幼稚園	福崎町西田原1263-4	0790-22-1032
姫学こども園	福崎町南田原2062	0790-22-5480
サルビアこども園	福崎町山崎617-7	0790-22-1313

利用料

利用時間	区分	3歳未満児	3歳以上児
1日 (8:30～16:30)		2,500円	2,000円
半日 (8:30～12:30) (12:30～16:30)		1,500円	1,200円

※4月1日現在の年齢によります。

※生活保護世帯は利用料免除となります。

※幼児教育・保育の無償化の対象となります。事前に手続きし、給付認定を受ける必要があります。(P83をご参照ください)

利用できる日

月曜日～金曜日 (祝日、年末年始は除く。)

手続きに必要なもの

- 一時預かり事業利用申込書 (各園で申し込みしてください。)

手続きの流れ

- ① 利用を希望される場合は、各園に直接連絡してご相談ください。
- ② 利用日の受け入れ児童と職員の状況等により、利用の可否を判断しお伝えします。
- ③ 利用が可能となった場合は、利用日までに来園していただき、申込み手続きを行ってください。
- ④ 利用当日に来園していただき、利用料の支払いをしてください。



お問い合わせ先

◎学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560 (内線: 252) ◎田原幼稚園 ☎ 0790-22-1032
◎姫学こども園 ☎ 0790-22-5480 ◎サルビアこども園 ☎ 0790-22-1313

こどもを預けたい

子育て家庭ショートステイ事業

病気や出産など一時的に家庭で児童を養育できない場合にご相談ください。



どんな事業？

児童の保護者が、出産や病気などの社会的な事由により家庭での養育が一時的に困難となった場合や、虐待等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等で短期間（原則7日以内）養護・保護します。



利用の要件

児童の保護者が、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加により一時的に家庭で養育できない場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合。



利用できる期間

7日間以内の必要最小限の期間

※必要最小限の範囲内で延長することができます。
※施設の状況により利用できないことがあります。

利用料

1日あたり利用料

区分	2歳未満児 及び 慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の保護者
生活保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

実施施設

	施設名	所在地
乳児院	乳児ホームるり	姫路市八代東光寺町8-1
	ピューバホール	姫路市八代東光寺町13-11
児童養護施設	東光園	姫路市八代東光寺町8-1
	二葉園	姫路市夢前町菅生潤673-1
母子生活支援施設	そねホーム	高砂市曾根町1230

手続きに必要なもの

- 子育てショートステイ事業利用申請書

手続きの流れ

- 1 事前に利用要件及び実施施設の状況等を確認しますので、申請前に学校教育課窓口または電話にてご相談ください。
- 2 利用の可否を確認したうえで、利用が可能と認められる場合は、利用申請書を提出していただきます。
- 3 申請に基づき、利用者の世帯状況・課税状況を確認し、利用料を決定します。
- 4 利用の可否、利用料等が決定したら、決定通知にて通知します。
- 5 町から対象施設へ利用の委託をします。
- 6 当日、施設を利用していただきます。
※児童等の移送は、原則として、保護者で行ってください。
※児童等の移送の経費は、保護者の負担となります。
- 7 利用後、町が発行した納付書で利用料をお支払いいただきます。



申請に関するお問い合わせ先

学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560（内線：252）



こどもを預けたい

病児・病後児保育

利用できるのは、月曜から金曜日で 8:30~18:00です。
受付は 8:15からです。



どんな事業？

病気やケガで、児童が保育所・小学校等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。



対象となる子どもは？

- ・ おおむね6か月から小学校6年生までの児童
- ・ 神崎郡に居住する児童、または神崎郡外に居住しているが、保護者が神崎郡内の事業所に勤務している児童



どんなときに利用できるの？

〈利用の条件〉

以下の**全てに該当**する場合に利用できます。

- ・ 児童の症状が安定しており当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないとき または、病気の回復期にあるが、保育所等での集団生活が困難なとき
- ・ 保護者の就労、疾病、看護、その他やむを得ない事情により、一時的に家庭での保育ができないとき
- ・ 医師の診断を受けて、利用可能と認められたとき
(医師に「利用連絡票」を書いてもらいます。)

〈対象となる病気やケガ〉

- ・ 風邪、下痢などの日常的にかかる病気
- ・ 水ぼうそう、風しん、インフルエンザなどの感染性疾患
- ・ 骨折、ケガなどの外傷性疾患

※ただし、病気の急変の可能性が高い場合や、新型インフルエンザ等の感染性の高い疾患の場合は、お預かりできないことがあります。

利用期間と料金

〈利用期間〉

1 疾病につき連続7日を限度とします。
(連続する7日間に含まれる休所日の利用はできません。)

〈利用料金〉

- ・ 神崎郡内に居住する方 2,000円/日
※生活保護受給世帯は無料
- ・ 神崎郡外に居住する方 3,000円/日

※幼児教育・保育の無償化の対象となります。
事前に手続きをし、給付認定を受ける必要があります。
(P83 をご参照ください)



施設のご案内

- 【名称】 神崎郡病児病後児保育施設
 【住所】 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地
 ケアステーションかんざき2階
 (公立神崎病院敷地内)
 【連絡・お問合せ先】 ☎ 080-8060-1991
 FAX 0790-32-1962
 【利用日時】 月曜日から金曜日
 午前8時30分~午後6時まで
 ※受付時間は、午前8時15分からです。
 【休所日】 土日、祝日、年末年始
 (12月29日から1月3日まで)
 【利用定員】 1日あたり2人
 ※症例によっては1名しか受け入れできない場合があります。

利用しようと思ったら ~手続き~

- ① 『利用登録をする』
 利用を希望される場合は、事前に利用登録をします。
 神崎郡各町の担当課、または、神崎郡病児病後児保育施設に「利用登録届」を提出します。
 “すぐには利用しないけど、利用するかもしれない…” という方の登録も受け付けています。
 また、緊急の場合は、利用時と同時の手続きも可能です！
- ② 『仮予約をする』
 利用したい日の前日(前日が休所日の場合はその直前の開所日)までに、神崎郡病児病後児保育施設に電話で病状や予約状況等、利用が可能かを確認し、「仮予約」をします。
 (☎ 080-8060-1991)
- ③ 『かかりつけ医を受診する』
 かかりつけ医を受診し、医師に「利用連絡票」を記入してもらい、その「利用連絡票」を前日の午後4時までに、神崎郡病児病後児保育施設に提出します。FAXでも可。
 (FAX 0790-32-1962)
- ④ 『本予約(利用の可否)の連絡を待つ』
 神崎郡病児病後児保育施設が利用の可否を判断し、前日の午後5時までに保護者へ「本予約」完了の連絡を入れます。
- ⑤ 『利用する』
 利用日の当日は、「利用申請書」と「利用連絡票」を持って、神崎郡病児病後児保育施設にお越しください。当日の症状を診て利用の最終判断をします。
 受付は、午前8時15分から始まります。
 ※各種様式はホームページから入手できます。

◎神崎郡病児病後児保育施設 ☎ 080-8060-1991

★神崎郡各町の担当課：◎福崎町教育委員会学校教育課 ☎ 0790-22-0560

◎神河町教育委員会教育課 ☎ 0790-34-0212 ◎市川町教育委員会こども教育課 ☎ 0790-26-0001

お問い合わせ先